

(目的)

第1条 この事業は、高齢者や身体障害者の移送サービスを行うことにより、保健・医療・福祉施設等への移送支援体制をつくり、安心して在宅での生活ができる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、共和町とし、社会福祉法人共和町社会福祉協議会が委託を受け実施するものとする。

(利用時間及び休業日)

第3条 移送サービス事業の利用時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、社会福祉協議会会長が特に必要と認める場合には、利用時間を変更することができる。

2 移送サービス事業の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 年末年始(12月31日から翌年1月5日まで)
- (4) その他会長が必要と認める日

(対象者)

第4条 この事業は、共和町に住所を有する、概ね65歳以上の高齢者や身体障害者で、寝たきり若しくは歩行困難なため、他の交通機関で保健・医療・福祉施設等への移送することが困難な者を対象とする。

(利用範囲)

第5条 この事業の利用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 移送範囲は、町内・倶知安町及び岩宇地区とし、同一者の利用は、月2回を限度とする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(利用の申請)

第6条 移送サービスの利用を希望する者は、移送サービス申請書に必要事項を記入し、社会福祉協議会に申請しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、口答又は電話等で申し込むことができるものとする。

(車両の運行)

第7条 車両の運行は、社会福祉協議会の管理の下に行い、運行にあたっては、家族介護者の同行を基本とし、家族介護者等がない者はヘルパーの介助を求めるものとする。

(利用料)

第8条 この事業の利用料は、無料とする。ただし、ヘルパー介助に伴う費用については除く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

移送サービス事業 利用申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人  
共和町社会福祉協議会長 様

〈申請者〉住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

電話 \_\_\_\_\_

共和町移送サービス事業について、次の事項を遵守し、利用を申請します。

利用上の確約事項	1. 道路交通法を遵守し、無謀な運転を強要しません。 2. 移送サービス事業実施要綱を遵守します。 3. 従事者の指示に従い、業務の妨げになる行為はいたしません。 4. 移送サービス事業中に受けた損害で、事業実施者側に過失がないときは、損害を請求いたしません。
----------	---

記

利用者 (住所) (氏名)	共和町 _____ 番地 _____ (町内会) (満 歳)
同行者 (氏名) (続柄)	_____ 夫 ・ 妻 ・ 子 ・ 友人 ・ その他 ( ) ホームヘルパー氏名 ( )
利用希望日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分頃
移送区間	_____ ~ _____ まで
申請理由 ※簡潔に記入	

※適否の判定	<input type="checkbox"/> 適正な利用と判断する <input type="checkbox"/> 不適正な利用と判断する (理由 _____ )
--------	--